

ご家庭、事業場等で

地下水等を排水し 公共下水道をご利用される方へ

地下水等の排水で公共下水道へ排水する場合
公共下水道使用開始届による届出が必要です。

また、公共下水道の利用には下水道使用料がかかります。

公共下水道使用開始届が必要な場合

- ・ご家庭や事業場から井戸水を排水する場合
- ・ビル等の建築現場から湧水を排水する場合
- ・雨水を貯留し、トイレ等に利用し排水する場合
- ・工事等で、仮設トイレから排水する場合
- ・その他公共下水道を利用する場合

※地下水等を利用する場合でも、公共下水道へ排水しない場合は届出不要です。

届出に必要な書類

- ①公共下水道使用開始届
- ②給排水系統図
- ③地下水摂取に係る協議書の写し等
- ④メーターの構造図
- ⑤揚水施設の構造図

注意事項

設置するメーターは、計画している使用水量を鑑みた適正な口径のメーターを設置してください。

地下水を汲み上げて使用する方は、埼玉県生活環境保全条例で定めるところにより、埼玉県への届出が必要になる場合があります。

[届出・問合せ先]

埼玉県西部環境管理事務所

〒350-1124 埼玉県川越市新宿町一丁目17番地17 ウェスタ川越 公共施設棟4階
☎049-244-1250 (代)

問合せ先

志木市 上下水道総務課

〒353-0002 志木市中宗岡一丁目17-10

☎048-473-1299 (代)

✉suido-r@city.shiki.lg.jp